

## 2023. 7. 13 第54回口頭弁論期日後の記者会見要旨

前回の期日は4月27日でした。本日は、第54回口頭弁論期日でした。

今回、私たちは、被告が前回出してきた準備書面に対し反論する準備書面を提出しました。さらに、「A17断層が敷地内にあること、それは、活断層である」という私たちの主張を裏付ける画期的な証拠も提出しました。浜岡原発のすぐ近く、北側の約500mくらいのところに断層が見える露頭があり、それをみれば、その断層がその上にある地層に変異をもたらしていることがはっきりと分かるのです。被告は、上載地層がないと言っていますが、単に、調査が不足しているだけなのです。きちんと調査すれば、「敷地内にA17断層があること、それは、活断層であること」が分かるのです。被告は、H断層系しかないと言っていますし、H断層系の断層を切っている断層はないと言っています。規制委員会をも騙していると言えます。私たちは、今回の発見を書面にして、規制委員会にも提出し、更なる調査を中部電力に命じるように求める所存です。

さて、福島第一原発の事故から12年が経ちました。掛川市、菊川市、牧之原市の2023年度の市民意識調査の結果が最近明らかになりました。3市とも、「再稼働容認」が「廃炉・停止」を上回ったとのこと。驚きです。

ロシアのウクライナ侵攻でエネルギー価格が急騰していることが、この結果に大きな影響を与えているのでしようが、浜岡原発の近隣3市の市民の多くが福島の惨状を忘れつつあることが一番の理由だと思います。まだまだ福島原発の事故処理は終わっていません。故郷に帰りたくても帰れない人々が大勢います。昨年7月13日に東京地方裁判所民事第8部は、株主代表訴訟の判決で、東京電力の旧経営陣に対し、13兆円余の損害賠償金を会社に払うように命じました。その判決は、「・・・過酷事故が発生すると、・・・、周辺住民等の生命及び身体に重大な危害を及ぼし、放射性物質により周辺の環境を汚染することはもとより、国土の広範な地域及び国民全体に対しても、その生命、身体及び財産上の甚大な被害を及ぼし、地域の社会的・経済的コミュニティの崩壊ないし喪失を生じさせ、ひいては我が国そのものの崩壊にもつながりかねない」と言っています。福島原発事故の当時の総理大臣や福島第一原発の所長らは、「東日本壊滅」になるかもと危惧していたのです。それが、奇跡的な偶然が重なったことで、あの程度の被害で済んだのです。そういう偶然が起きることをいつも期待してはいけません。原発は、運転を停めても、外部からの電気で水を供給し続けなければ、過酷事故になってしまうという恐ろしいものです。前回の期日でも述べましたが、坂本龍一さんの最期のメッセージを再度紹介します。「2011年の原発事故から12年、人々の記憶は薄れているかもしれないけれど、いつまでたっても原発は危険だ。いやむしろ時間が経てば経つほど危険性は増す。・・・わが国では、何故最も危険な発電方法を推進しようとするのか分から

ない。・・・世界一の地震国で国民を危険にさらし、自分たちの首もしめるというのに、そこまで執着するのはなぜだろう。」

国会は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」を、ほとんど審議を尽くすことなく、とおしてしまいました。5つの法律、つまり、原子力基本法、原子炉等規制法、電気事業法、再処理法、再エネ特措法の改正案です。福島第一原発の事故を教訓として進められてきた原発規制の改正方向を逆転するものです。福島第一原発の事故の教訓は、原子力規制は政府から独立していなければならないし、国民に対し透明性が確保されていなければならないというものですし、原発技術は巨大な危険性を内包しているから、他に安全で合理的な発電方法があれば、脱原発を選択すべきというものでした。それが、完全に変わってしまいました。岸田政権が進めている①原発再稼働の加速、②原発の運転期間の延長、③「次世代革新炉」の開発・建設という政策を実現しようというものです。原子力政策が福島第一原発事故の前に戻ってしまいました。それでいいのでしょうか。脱炭素社会の実現に向けて、我が国がやるべきことは、再生可能エネルギーの技術を発展させ、それを増やすことです。原発は、稼働中は莫大な熱を環境中に放出します。温暖化の元凶です。使用済み核燃料は処理できません。環境中にたまり続けます。廃炉のためには莫大な炭素を使います。どうして、原発が脱炭素社会の実現ためにやくだつというのでしょうか。

ロシアのウクライナ侵攻で、原発は、その国に向けた大きな脅威になりうるということが明らかになりました。私たちは、一刻も早く、原発を廃炉にすべきです。一緒に頑張りましょう。

弁護士 鈴木 敏 弘